

広島地方労働審議会
令和 7 年度第 1 回 広島県和服裁縫業
最低工賃専門部会議事録

令和 7 年 5 月 7 日(水)

広島地方審議会
広島県和服裁縫業最低工賃専門部会

1 日 時 令和7年5月7日(水) 9時56分～11時20分

2 場 所 広島合同庁舎2号館6階7号会議室

3 出席者 (公益代表委員) 岡田 行正
野北 晴子

(労働者代表委員) 香西 真
橋本 聡
満田亜由実

(使用者代表委員) 高橋 信善
前田 准一
休石 佳司

(広島労働局) 労働基準部長 木下 麻子
賃金室長 檀上 昌浩
室長補佐 東 恵
賃金指導官 栗林 隆幸
給付調査官 森川 智鶴乃

4 議 事

- (1) 部会長・部会長代理の選出について
- (2) 広島県和服裁縫業最低工賃の改正について
- (3) その他

東室長補佐

それでは定刻より多少早いのですが、皆様おそろいですので、ただいまから第1回広島県和服裁縫業最低工賃専門部会を開催いたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、本専門部会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の専門部会は、初回でございますので、部会長が選出されるまでの間、私、室長補佐の東が司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の専門部会の委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名中2名、家内労働者代表委員3名中3名、委託者代表委員3名中3名、計8名に御出席をいただいております。地方労働審議会令第8条第1項に定める定足数を満たしておりますので、本専門部会は有効に成立していることを報告申し上げます。

また、去る4月17日から30日までの間、本専門部会の公開の公示をいたしましたところ、傍聴希望者がおられませんでした。

それでは、開会に当たりまして、労働基準部長の木下より、御挨拶を申し上げます。

木下労働基準部長

労働基準部長の木下でございます。広島地方労働審議会令和7年度の和服裁縫業最低工賃専門部会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、業務御多忙の中当部会に御出席いただき誠にありがとうございます。

当部会におきましては、昨年度実施いたしました実態調査の結果に基づきまして本年1月29日付けで改正諮問をさせていただきました和服裁縫業最低工賃の金額審議を行っていただくということになる訳でございます。

この後担当の方から詳しい説明をいたしますが、和服裁縫業最低工賃につきましては、平成 14 年以降改正諮問の見送りが続いており、23 年ぶりの金額改定ということになる訳でございます。

また、一般労働者に適用されます最低賃金と最低工賃とでは設定の方法でございますとか、業態の特殊事情を含めて大きく異なるところがございしますため、委員の皆様におかれましては、色々と御苦勞をおかけすることとなると思います。事務局といたしまして精一杯支援と円滑な部会運営に努めてまいる所存でございますのでよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

東室長補佐

それでは、会議に先立ちまして、委員の御紹介をさせていただきます。

お手元の資料 1 ページ、資料 No. 1 に「広島県和服裁縫業最低工賃専門部会委員名簿」がございします。この名簿の上から順に御紹介をさせていただきます。

なお、当部会は広島地方労働審議会最低工賃専門部会であることから、地方労働審議会の委員を「委員」と表示し、そうでない方は審議会会長から指名を受け御就任いただいておりますので、「臨時委員」と表示しております。

(各委員紹介)

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

東室長補佐

議事に入ります前に、本日の議事次第及び資料について御説明します。

では、お手元の議事次第を御覧ください。まず初めに、部会長及び部会長代理の選出を行い、その後は「広島県和服裁縫業最低工賃の改正について」とな

りますが、事務局から資料等の説明をさせていただいた後、必要に応じて各側委員に分かれて個別協議をしていただき、その後各側委員から御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

資料につきましては、事前に委員の皆様には送付させていただきました資料と同じものを御用意しております。

議事(1)部会長及び部会長代理の選出に移ります。

部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第6条の規定により、部会長は当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙すると定められております。

部会長候補につきまして、檀上より報告を申し上げます。

檀上賃金室長

それでは、部会長候補につきまして、報告申し上げます。事前に公益代表委員に御協議いただきまして、部会長候補として野北委員が推挙されております。以上です。

東室長補佐

ただいま、檀上より報告申し上げました部会長候補につきまして、御異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

東室長補佐

ありがとうございます。部会長に野北委員が信任されました。同じく、地方労働審議会令第6条に、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、そ

の職務を代理する」とありますので、野北部会長から部会長代理の指名をお願いいたします。

野北部会長

部会長代理を岡田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

東室長補佐

それでは、野北部会長、以後の議事進行をよろしく申し上げます。

野北部会長

部会長を拝命いたしました野北でございます。

皆様の活発な御審議それと労使ともに十分な議論をしていただいて、円滑に審議を進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事（２）のア「今後の審議方式について」に移りたいと思っております事務局から御説明よろしくをお願いいたします。

檀上賃金室長

まず、過去の審議経過を説明いたします。

資料No.7、14 ページ「広島県和服裁縫業最低工賃」を御覧ください。現在適用されている広島県和服裁縫業最低工賃の品目・規格及び金額であり、平成14年5月9日発効となっております。

最低工賃は計画的に検討を進めることとしておりまして、「最低工賃新設・改正にかかる3か年計画」により実態調査を行い、家内労働者、委託者の状況、平均工賃単価と最低工賃との比較など実態を把握した結果を踏まえ、改正の可否を総合的に判断し、改正の必要性があるとの判断になると労働局長が改

正諮問し、最低工賃専門部会で具体的な改正審議を行うこととなっております。

つづきまして、資料№10、17 ページの 4 を御覧ください。

平成 15 年から令和 3 年の間に、8 回の実態調査と最低工賃改正要否の検討を行い、いずれも改正諮問見送りとなっています。

また、前回令和 3 年度は実態調査の結果、着物ばなれによる需要減少、コロナ感染症拡大による各種イベント中止の影響を受け、着物を着る機会の喪失、低料金で大量受注する中国、ベトナムといった海外への発注増加による国内業務量の減少、さらに、最低工賃適用規格品目の広島県内の発注量が対平成 30 年比で 40%減少という状況を踏まえて、最低工賃の改正に適切な時期ではないと判断し、改正諮問見送りとなりました。

次に、今年度の改正諮問理由です。

資料№10、18 ページの 6 を御覧ください。

当該最低工賃については、委託者、家内労働者とも長期的な減少傾向にあるものの、新たな市場が開拓されつつあること等から、最低工賃適用家内労働者数が直近では微増しており、かつ当該業界全体の家内労働者数の 6 割を超えていることから、いまだ実効性が失われているとは考えられないこと。

当該最低工賃は 20 年以上改正しておらず、最低工賃と広島県最低賃金との均衡を考慮する必要があること。

なお、広島県最低賃金は、平成 14 年の 643 円、これは平成 13 年 10 月 1 日発効となっております。平成 14 年の 643 円から令和 6 年 10 月 1 日発効の 1,020 円に引き上げられており、その間の引上げ率は 58.6%となっております。

支払工賃額と最低工賃額を比較すると、最高額で 1.22 倍から 2.62 倍と、一定の差が生じていること。

委託者から「最低工賃が低い」との意見が挙がっていること。

以上を総合的に勘案し、当該最低工賃は、改正諮問することとし、広島労働局長から広島地方労働審議会会長あて調査審議を求める旨の諮問を行いました。諮問文は資料No.8、15 ページです。

なお、諮問後に、関係家内労働者、委託者から意見聴取を行うため、令和7年1月29日から令和7年2月12日までの15日間、意見聴取の公示を実施しましたが、意見の申出はありませんでした。

続きまして、今後の審議日程について御説明いたします。今後は6月18日、7月30日を予定しており、7月30日の専門部会ですべての審議を終えたいと考えております。

資料No.6の「広島地方労働審議会運営規程」を御覧ください。13 ページ、第9条で「部会長が委員である最低工賃専門部会が、議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする」と規定されていますので、専門部会で議決されれば、広島地方労働審議会会長から労働局長へ答申となります。

資料No.2、2 ページを御覧ください。「広島地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程」第3条で「部会長は、専門部会の議決により、特定の事案についての事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる」ことが規定されています。この小委員会とは、最低工賃の金額審議は専門的な審議になることから、委員の人数を絞って、業界委員の方を中心に御審議いただく委員会のことです。

次回の6月18日は金額審議をしていただくことになると思います。専門部会と小委員会の審議方式について説明いたしますので、どちらの方法で審議いただくか御審議をお願いいたします。

最初に専門部会方式について説明いたします。公労使委員各3名で、具体的な金額審議をしていただきます。6月18日に議決された場合は、7月30日の専門部会は開催されず、答申となります。

次に小委員会方式について説明いたします。公労使委員各2名で、具体的な金額改正審議を行い、その結果を7月30日の専門部会で報告し、そこで御審

議いただき議決、答申となります。あるいは、委員の方の御都合が合えば、6月18日の小委員会の終了後に専門部会を開催し、議決、答申とすることも可能かと思います。

いずれの方法であっても、その後、異議申出を受けるため答申内容を15日間公示し、異議申出があった場合は再審議していただくことになります。

その後は、官報に公示後30日経過した日から効力を生ずることとなります。

野北部会長

ただいま説明のありました過去の審議経過、改正諮問理由、今後の審議日程審議方式について、御意見、御質問はございますか。

(質問等なし)

野北部会長

では、次の議事(2)のイ「工賃の実態調査結果及び資料の説明」を事務局からお願いします。

栗林賃金指導官

令和6年に実施しました広島県内の和服裁縫業家内労働実態調査について説明させていただきます。調査方法は、委託者あてに委託者用と家内労働者用の2種類の調査票を郵送し、委託者の方で最大3名の家内労働者を選んでその方に調査表を渡していただくという方法です。記載後、委託者、家内労働者それぞれから返信用封筒で直接提出いただきました。調査対象期間は、令和6年4月1日～4月30日の間として通信調査を6月～7月に実施しました。

調査対象者は、令和6年4月末現在における広島県内の和服裁縫業の家内労働委託状況について、「委託状況届」で把握した委託者10者でしたが、調査票

を送付したところ、委託者 9 者から回答があり、うち 1 者が委託廃止であったため、委託者は 8 者として集計しました。

続きまして、資料No.11、21 ページからの実態調査結果を御説明します。

第 1 表を御覧いただくと、調査対象委託者数 10 者と過去調査より減少しております。

次に 22 ページを御覧いただきますと、第 9 表が仕事量の変動、第 10 表が工賃単価の変動についての委託者意見をまとめたものです。

いずれも「変わらない」という回答が半数を占めております。

第 11 表は仕事量の増減、第 12 表は工賃単価の増減についての家内労働者意見をまとめたものです。

仕事量は変わらないものの、工賃単価が増えたという回答が多数を占めております。

次の 23 ページには、第 13 表、最低工賃の設定がある品目・規格に係る委託状況をまとめています。参考として令和 3 年の調査結果も掲載しております。

次のページの第 14 表には、平成 24 年以降の調査における平均工賃単価の推移をまとめています。

第 15 表以降は、家内労働者に関する調査結果です。

第 15 表、家内労働者の作業日数、令和 6 年 4 月は 20～24 日が半数となっております。

第 16 表、家内労働者の 1 日の作業時間、4～6 時間未満が半数以上となっております。

第 17 表、家内労働者の工賃収入、6 万円未満が半数以上となっております。

第 18 表、家内労働者の就業形態です。専業と内職が半々となっております。

次に 26 ページに、「和服業界を取り巻く情勢並びに最低工賃に対する委託者意見」をまとめています。

実態調査の結果の説明は以上です。

引き続き、他の資料についても説明させていただきます。

まず、他県の最低工賃の状況についてです。

28 ページを御覧いただけますでしょうか。和服裁縫業最低工賃を巡る他局の状況として、令和 6 年の時点における 8 道県の状況を掲載しております。

2 県が廃止となり、昨年鳥取局が改正を行っております。

次に、最低工賃と広島県最低賃金の比較です。資料 No. 12、29 ページを御覧いただけますでしょうか。広島県最低賃金の推移をつけておりますが、現在の広島県最低賃金は 1,020 円、平成 14 年に当該最低工賃が発効された時点の広島県最低賃金は 643 円となっており、現在の最低賃金額は 1,020 円ですので上昇率は 1.58 倍となります。

私からの説明は以上です。

野北部会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、実態調査の結果及び資料の説明がありました。

何か御意見、御質問等は、ございますか

(質問なし)

野北部会長

御質問、御意見がないようでしたら、もしここで個別協議が必要であれば個別協議をしていただこうかと思いますが、事務局から個別協議について御説明よろしく願いいたします。

檀上室長

この後、各側委員の皆様には、和服裁縫業の業界の状況や、今後の審議方式

最低工賃改正にかかる御意見をお聞かせ願いたいと思います。

また、今後の審議方式を小委員会とする場合は、各側 2 名ずつの委員の推薦をお願いします。

御意見を取りまとめるに当たり、別室に分かれて個別協議が必要であればご案内します。

野北部会長

いまの事務局からの説明について、御質問、御意見はございますか。

各側が、最低工賃改正案を検討するに当たり、事務局で参考となる資料がありますか。

檀上賃金室長

はい、金額の改正案を各側委員で考えていただくに当たって、事務局で 5 つの案を作ってみたのですが、あくまでもどういった金額で改正するかということで、叩き台として、5 つ案作らせていただいて、その金額を出すに当たって何を基に出したかということを、資料に書いております。

その基になる資料を後で配付させていただきます。

まず、改正案の 1 ですが、改正前の最低工賃額に令和 4 年度と令和 5 年度の広島市の物価上昇率、令和 4 年度の前年に対する物価上昇率が 3.6、同じく令和 5 年度の上昇率が 3.2、足したものが 6.8%ということで、改正前の最低工賃額に 6.8%を乗じて改正最低工賃額を出しております。

なお、それで出した最低工賃額が現在の広島県最低賃金額 1,020 円を標準作業時間で割った 1 時間あたりの換算額を下まわった場合には、標準作業時間に 1,020 円を乗じた額、この赤字部分を改正案として出しております。

なお、この標準作業時間というのが、いつ、どういった方法で算出したのか分からないのですが、この標準作業時間を改めて出すのはなかなか難しいので、あくまで現在事務局で把握している時間をお出ししたと、できれば金額が

妥当かどうかで御判断いただければと思っています。

つづきまして、改正案の 2 ですが、これは改正前の最低工賃額に令和 6 年の広島市の消費者物価指数 8.4% を乗じた金額を出しております。

1 と同じように、最低賃金額を下回る場合には標準作業時間に 1,020 円を乗じた額を改正案として赤字で示しております。

つづきまして、改正案の 3 は、令和 6 年の月ごとの広島市消費者物価指数で一番高い 12 月の指数が 10.8% であり、それを乗じて出させていただいております。

これも同じように、標準作業時間で割った時間換算額が 1,020 円を下回る場合は 1,020 円をかけて赤字を出しております。

改正案の 4 は、さきほど説明した和服裁縫業最低工賃実態調査結果第 14 表にあるのですが、実態調査結果の平均工賃単価で出しております。

なお、喪服の単衣と道行コートのあわせは、平均工賃単価が現行の最低工賃額を下回っておりましたので、これは第 13 表の一番高い額を改正最低工賃額として出させていただいております。

最後の改正案の 5 ですが、これは最低賃金額との均衡を考慮する必要があるという前提で、平成 14 年から令和 6 年までの最低賃金上昇率 58.6% を乗じた金額を案として出させていただいております。

これらの各案は、あくまでも各側の委員が最低工賃の改正案を考えるに当たって、叩き台として活用いただく金額として出させていただいております。

以上でございます。

野北部会長

ありがとうございます。

ただいま叩き台としての改正案を出していただきました。

何か御質問、御意見等ありますか。

御意見を取りまとめるに当たり、個別協議は必要でしょうか。

休石委員

よろしいでしょうか。

いずれの案も最後は最賃でされているということは、この最低工賃自体の必要性があるのかということをおっしゃったのですが、要するにこの前の資料では廃止されているところが2県くらいあって、となると、いずれの案でいっても最賃が基本になって、どちらか高い方でという話になるので、最賃と紐付けすることになったら、はたして個別の審議はあるのかなと疑問に思いました。先ほどの説明で、標準時間がわからないといったところがひとつあるのだと思うのですが、その辺のところは私も理解できないところであって、誰かわかれば説明していただければと思います。

この先を考えた時に、最賃が基準になるのであれば、それでいけばいいと思いますし。

木下労働基準部長

ただ法律的に、家内労働者の方には最低賃金法が適用されないもので、連動ということにはならないです。下回っていたとしても、あくまでそれをもって罰することはできないです。

休石委員

では、他の県で2県ほど廃止されているところがありますが、そこはいまどうなっていますか。

木下労働基準部長

そこは家内労働法としての最低工賃が設定されていないので、違反は生じないです。未払いの場合は当然違反ですが、未払い以外の最低工賃額の違反は生じないということになります。

休石委員

最賃でやっている訳ではない。

木下労働基準部長

ではないです、労働者ではありませんので。

休石委員

技術者の方というのは、技術の習得度合いによって出来高が変わってくるので、いろいろ難しいのかなと思うのです。

木下労働基準部長

あとは最初の契約のときの金額が払われているのかどうかという話で、契約金額を下回っていれば当然違反の対象となり、工賃未払い違反となるのですが、最低工賃額違反ということは概念としてはないです。

檀上賃金室長

あくまでも金額をいくらにするかというのを考えていただくにあたって、こういう考え方もあるかなということで、最賃額と標準作業時間を用いて計算したということです。

休石委員

これだけ最賃が平成14年から上がっていると、当時定められた金額から50%以上あがっていたら、そこをもってこざるを得ないのでしょうか。

木下労働基準部長

あくまでも最賃との均衡を考えなければいけないということからもってきていますので、縛られているということではなく、あくまでも算定するための考え方の1つだと考えていただければと思います。

前田委員

思うのですが、最低工賃をみなさんで審議しているのですが、実態としては標準工賃かなと、1つの目安となる工賃であろうかと思いつつ、実際聞いてみると、この振りそで、留めそでそれぞれの項目の価格は、私ども毎月支払っている実態とかけ離れています。つまり、留めそでの比翼仕立てとは非常に複雑な仕立てで、振りそでに比べて手がかかるのに、ほとんど差異ないです。振りそでと留めそでと実際は1万円くらい差異がありますが、これが全く反映されていない。でも他府県でも同じように差異がありますので、これを問題にするべきかどうかさえ、私にも分かりません。実態からはかけ離れている。このたび出席させてもらうまでに、非常に頭を悩ませている最低工賃について議論をするということで、これは、職人を育成するときにひとつのグループ、縫製専門の会社で、未熟な職人を一人前の職人に育成するにあたり、周りの職人がフォローアップするにも関わらず、育成中の人最低工賃を主張すると、育成が不可能になる可能性がある、そう考えたら不安だったのですが、必ずしもそこまで厳しく言っていないので、実際はできたのかなと思います。

休石委員

そういった感じは、契約か何かで明記してあるのですか。

前田委員

私どもは呉服商ですので、その仕立ての管理を専門の人（や会社）に任せたいというのが基本的で、現実はいまの最低工賃よりははるかに高い金額を私どもは支払っています。

高橋委員

項目も、なぜ喪服だけあわせとひとえなのかな、とかその辺も違和感あるのです。

木下労働基準部長

これは、実際のところ、昭和年代に制定されたときから変わっていないです。昔は分ける意味があったのだと思うのですが、今はもしかしたらその意味は失われているかもしれない、その辺のところも業界の方に聞かないとわからないです。

高橋委員

あわせもひとえも結局手間は一緒なのです。ひとえの方がごまかしが効かないので手間がかかるから、ひとえとあわせを分ける必要もないと思いますし、付け下げと訪問着などもいまはほとんど差がないです。ややこしくはなりますけど、その辺も一緒にいいのではないかと思います。

前田委員

訪問着と付け下げとか。

木下労働基準部長

では金額の改正だけではなくて、品目と規格の掛け合わせのところも改正という考え方もありますし、そこを統合するとかというのも改正のひとつではあります。

前田委員

おっしゃるように、広島で私どもは104年、高橋委員のところはもっと古いですけど、ずっとやらせていただいて、広島というのは全国都道府県の中で、着物に関してどうなのかというと、広島は昔からお裁縫職人は非常に手がいいと、よく一般のお客様は京都で（仕立てると）大変喜ばれるのですが、実は京都よりも広島の職人の方がよほど手がいいというのが現実としてありまして、ここ広島で、最低工賃、私の言葉で言い換えると標準工賃をたくさん審議して、まともな項目とまともな価格に是正するというのは、金字塔として大変意味があることになるという印象を持っています。ひとつのまともな表を作り、全国でも参考にしてくれたら、標準工賃としては意味を成すと思います。

木下労働基準部長

御覧いただいてわかるように、先ほど言われた京都などは最低工賃の設定はありません。

前田委員

それはやはり育成に関連して、こういうものができてしまうと育成面で非常に足を引っ張られるのではないかと、ということで懐疑的なところがあるのだと思います。

野北部会長

特殊事情を考えますと、小委員会で議論をした方がいいかなと思うのですけど。

前田委員

項目の作成とかはその方がいいのかなと思います。金額に関しては、一部小委員会で検討してみて作ればそれでいいと思います。

野北部会長

何か御質問、御意見あれば。

香西委員

はい、では1点、鳥取は標準作業時間の話は事前打ち合わせでも話をしましたが、なかなか確定するものがないというお言葉でしたし、でも鳥取が改正したときに、もう既にその議論はしたという話でしたから、おそらく私は、前田委員とか高橋委員はプロだからわかると思うのですが、実際何時間かかったのかというのを、私は懸念していたわけです。休石委員言われるように、最低賃金は上昇しているし、これを1つ作るのに、例えば20時間なのですとなったら、標準レベルでは20時間かける最賃のいまの価格を下回ることにはできないという漠然とした思いしかなくて、それが本当に調べられないのかというのがネックなのです。みなさんの目から見て20何時間というのが適正なのでしたら、これはこれで話を進めたらいいと思いますし、逆にいま言われたようなカテゴリーを変えるべきだということは、それは変えていただいたらいいと思いますし、作業される方の実態に見合うような、これはこれと同じくらいの作業量だな、となるような仕組みを作ってもらうのが1つと、標準作業時間をもう少し精査できないのかというのがもう1つ、できないのであればもうこれを使うしかないですが、おそらく違うのだと思うのです。そうすると、根本の最賃の上昇率もしくはいまの地賃額かける作業時間というのに適正さがあるのか疑

問が生じる点が悩ましいというのが1つと、今回の改正で未来にまた同じように23年間ほったらかしということではなくて、継続的な改正を見据えてやるのでしたら、いましっかり作りこまないといけないし、逆にいまはこの状態で、これくらいの水準にして、3年、4年後また改正審議にかかったときに、それはそのときにしっかり議論をして、もちろん議論をして見送るなら見送っていいですけど、そういう議論もししっかりやってもらうという前提であれば、金額のところも議論の仕様があるかなと思います。実際、標準作業時間はとれない、というのが結論ですか。

檀上賃金室長

難しいと思うのです。そもそもこちらで把握できている家内労働者数が適正なのかどうかというのも、まず疑問ではあります。実態調査結果で、委託状況届という届出で把握しているわけですが、届出が出ていない委託者の方もおられ、そもそも把握が難しいというのがあります。

野北部会長

先ほど、技術的に未熟な人にいろいろと技術指導があるということだったのですが、それは一般募集をした人たちに対して、そういう指導を行うということですか。

前田委員

私どもから直接というよりは、会社である仕立屋さん、グループである仕立屋さんに、新しい職人が申し込むなり招待されるなりして入り、例えばうちはいづゝ屋というのですが、いづゝ屋仕様の着物を仕立てるには、仕立屋さんの経験のある職人頭のような人がうちの仕様に合わせるように指導する、ということにして、管理ないしは育成という意味で、その（職人頭的な）ポストをどう見てあげたらいいのかなと思います。要するに最低工賃を改正することで、

仕立屋さんのグループないし会社は（支払い負担が増して）疲弊していきますので、仕立屋さんの足を引っ張るようなことを私は避けるべきだなと思います。

檀上賃金室長

家内労働法の中には、補助者というのがありますので、そういった扱いになるのかなと、お話を聞きながら思いました。

前田委員

実態は5人くらいで仕立てをしている会社グループは、さらに外注先を持っていますので、そこが家内労働ということになるのだと思います。だから毎日出勤してきて仕事をするというよりも、着物の8割方を外注先で縫って、それが5人で縫っているところに戻ってきて、うちの仕様に合うように直してくれて納品されるという。だから外注先をコントロールしているのはその仕立屋さんのグループないしは会社であると、直接管理している仕立屋はいますけど、私が直接払っていますので、彼らの工賃ははっきりとわかります。それは正直、改正案の4と5の間くらいです。だから最低工賃よりはるかに高い、それはなぜかという、手慣れの職人さんですからそれに十分値する。ですから、改定するに当たって、その仕立屋さんグループとか、新人の育成とか、仕事の管理とかに水を差したくないという気持ちは強いです。彼らがいいようにやっている、バランスをとりながらやっている、だから根本的なことからの提案で大変恐縮なのですが、最低工賃という言い方を標準工賃とするわけにはいかないのですか。

木下労働基準部長

これは法律的な言い方なので、法律上の名称を、通称なんかと呼んでいただいても全然かまわないです。

前田委員

その方が仕立屋さん達はわかりやすい。最低賃金はバイトの時給で必ず守らないといけないことですが、まさにそれと重複して見えますので、もしかして苦勞するのであったら、それは嫌だなと、そういうことは望まないです。

木下労働基準部長

手慣れの方に4と5の間の金額を払っているということで、手慣れの方に払うものというものではなくて、あくまでもやはり最低ランクの技能者に払うということで決めなければいけないのです。

前田委員

技能者というと、例えば着物を1枚一人で縫い上げられるのが一人前なのか、部分を綺麗に仕上げるのが一人前なのか、部分を綺麗に縫える人でも全体は縫えない人もいますし、部分を縫える人は他の職人に手助けがないと着物一枚作れないですから、それを管理するのはあくまでも下請けのグループないしは仕立ての会社ということになります。

野北部会長

その仕立てのグループは全国どこでも同じ状況でしょうか。

前田委員

いろいろです。

というのが、学校という形態を取っているところもありますし、言い方はおかしいですが授業料を払って仕事をさせられて、というのもそれは一つの形態です。

木下労働基準部長

さきほど言われた京都の方でも、ウェブで出している金額は、はっきり学生さんにさせる金額として書いているところもお見掛けしましたので、はっきりしているなど。学生と分かった上で、かなり安くできますよということでしょうか。

野北部会長

いずれにしても、最低工賃という形で決めなくてはいけないので、この表から変えていかないといけないということですか。

前田委員

せっかくやるのでしたら、わずか30分くらいの作業で綺麗にはなると思います。

野北部会長

それは、小委員会方式に持って行って、次の小委員の時に採決していただいとこのもいいかなと思いますけど、いかがでしょうか。

香西委員

私は賛成します。前田委員言われたように、いいものを作り上げたらいいと思います。ただ、この2年前くらいに作業着の最低工賃を審議したときはもっと（品目が）あったのです。着物をみると一つがいくらとなっていますけど、（前回は）ポケットを作るのにいくらとか、ボタン付けいくらとか、そこを細分化した最低工賃があるのですが、私はこれを見たときにぎっくりしているなど、ひとついくらですかみたいな雰囲気です。前田委員の言われることを聞くと、やはり、それはそれ、これはこれと専門の人が作ったものを最後合わせるのかなというのが感覚的に分かったのです。

前田委員

それは本筋、大多数ではないのですが、10年離れていたから全部綺麗に作れる自信はないという職人も、働いてもらうためにそういうこともあります。

香西委員

標準的にこれ（品目）は正解ですね、細分化するのが正解ではなくて。

前田委員

細分化しない方がいいです。

高橋委員

そうしたら細かくなってしまうのです。振りそでだけでも、いま付け比翼ですけど、昔は本比翼があったりとか、ぬしといって細かく点々みたいに入れたりとか量も変わってくるのです。

前田委員

ステッチですね。

高橋委員

襟にぐるり足すとか、横だけ足すとかとなってくると金額も変わってきますので細分化するときりがないです。

もっと言えば、直しというのがあるのですが、ほつれ直しみたいな、それも細分化してしまうときりがないです。もっと簡素化した方がいいです。

香西委員

それはそれで、専門家の方が言われるのであれば、それで正解でしょうし、

家内労働の方がやっているというのが前提でないと、自宅で作業されている方がそれも含めてされているという前提でないと、金額決めきれないというのがあります。

高橋委員

当店の場合、特に学校とか仕立屋に出さずに個人にお願いしています。そうすると、縫っている間に夕飯作るとか、犬の散歩に行くとかになると、時間が読めません。物によって手間も変わってきますので、これに何時間とか読めません。

仕立屋さんに何時間かかるか聞いたところ、「わからない」生地によっても縫いごたえが違って、時間も違うので「わからない」というのです。時間を聞かれてもわからないのです。

前田委員

時間に関してわからない理由を御説明すると、着物の仕立てという、手に針をもって縫っていくイメージですが、実は、着物の仕立てのほとんどの時間は、アイロン（こて）で生地を触っていく、つまり何をしているかという、縦糸と横糸を直角に直していくということです。生地というのはひわっていますので、それを綺麗に縫えるように霧吹きとアイロンで直角に直していく訳です。御指摘のとおり、生地によってかかる時間は違い、やりやすい、やりにくいも違います。私たちはこれを地直しというのですが、これこそがほとんどの時間であり、地直しに時間が掛かったと言われると、工賃も積み増して支払います。

地直しだけで1日かかる場合もありますので、理解ができます。一方で、地直しがいらぬというものもあります。これは、お金を支払う人が実態に合わせて支払うのが一番いいのですが、なかなかお客様に説明しても伝わらないです。うそだと思われているのかもしれませんが。

高橋委員

名古屋帯にしても、仕立屋さんで早く縫う人は3時間くらいで縫います。そのかわり下手ですけど、明日葬式で喪服用の帯が必要なので、何とか急いでほしいと言われると、3時間で縫うのです。そうすると、最低工賃を考えると、1時間1,000円だと3,000円ですが、すごく疲れたと言っているその人に3,000円をお願いしますとは言えないです。かといって、時間をかければいいかということ、そうでもないです。そういうことで、時間が読めないです。うちの年配の方は根敷きするのですね。寝るときに下に着物を置いて最後一晩押し切るのですけど、それは時間に入っていないです。

橋本委員

これは仕立屋さんごとで作業態様が違うとか、職人さんの力量で作業態様が違うとか、出来上がりが違うとかあるのですか。

高橋委員

出来上がりはこうしてくれ、などとはいいますが、やり方はそれぞれで違います。

橋本委員

人によって違うのですか。

高橋委員

習ったところで違います。

教わり方が違うので、やり方も違います。

出来上がりはこうしてくれ、という願いはできます。

前田委員

技量の差があるかという意味においては、あります。

橋本委員

出来栄えも違いますか。

前田委員

ジャケットでも裏地が付いていますけど、例えば着物は裏地が2、3ミリ表に出るように仕立てるのですけど、大変難しい技術です。なぜかという、日本は湿度が多い国で湿度が変化すると生地というのは伸びたり縮んだりしますので、フキというのは表に出ているところですが、表の布と裏の布が出てきたり、引っ張り出されたり、引っ込んだり、仕立屋というのはその辺を縫う前に表と裏がどれくらい縮むかということを加減しながら縫っていくのです。湿度の変化で同じように縮み、同じように伸びるという、こういうのは完全に腕ですので、地直しの時にある程度縮まして、伸ばして合わせてということです。下手な人が縫うと手直しが一杯出て来て、お客様から苦情がくることがあります。仕立屋の技術というのは大変重要になってきますので、個人差はあります。

橋本委員

一つの工賃を一種類で、金額一種類で作るというのは難しいですか。
例えば、留めそでが23,300円というのは人によって違ってくるといいますか。

前田委員

当社には天才的に手の早い、縫うのが早い職人がいますけど、人が3枚縫う間に5枚縫いますので、収入は多いです。数をこなせるからです。かつ、腕も

いいので単価も高い、彼はそれが生きがいというか、誇りをもっているはずなのですが、それが人と同じ工賃だったら成り立たないかと、皆さんの給料と一緒にです。

野北部会長

今回の最低工賃というのは、そういう意味では、仕立屋さんが外注に出す金額と考えてよろしいでしょうか。

前田委員

現実にはそんな感じだと思います。

野北部会長

それを表も改定して決めるという方向になるのですか、なかなかそれを判断するのは難しいというところがあります。

前田委員

あまりびっくりするような値上げをすると、足を引っ張るようなことになるといけないという危惧があります。

休石委員

現行の最低工賃というのがいま決まっていて、改定はされていないものの、それはそれで意味があると。中身を変えれば各元請けさんが職人のスキルに応じてそれぞれやっているのだから、それでいいのではないかということも考えられます。意味があるのだろうか、いまの工賃がそれを基準としているのであれば。

前田委員

さきほど実際いくらもらっているのかというような表があったと思いました
が。

満田委員

23 ページです。

前田委員

これがまさに実態だなと思います。

支払工賃額の低い方は、第 13 表の振りそでの 12,000 円から 36,700 円とな
っていますけど、12,000 円はさすがに現実ないかなと思います。

高橋委員

10,000 円では無理です。ミシンで全部だったらどうでしょうか。

前田委員

ミシンの方が高いです。

高橋委員

何で 12,000 円というのが出てきたのだろうか。

檀上賃金室長

調査した結果で、回答された方が部分縫いなどを入れている可能性があります。
す。

前田委員

この表は 10 対 13、つまり 23 ページ全体です。違和感ないです。

実際、もらっている人が答える訳ですから。

野北部会長

この表の分け方自体はこのままでもよろしいですか。

岡田委員

例えば、28 ページも資料の中に、熊本から長崎、山口、広島、島根、鳥取、青森、北海道とあって、品目別というところが、埋まっているところと埋まっていないところがあるということは、要するに、埋まっていないところは、何かの品目と一緒になったと理解するのか、当初から設定がないのか。と考えたときに、広島の今日議論になった品目別というのを、いまの内容で最低工賃を決めていくのか、あるいは、新たな項目を作るとかなくすのか。そういうことを含めて考えていくべきなのかなあと思いながら聞いたのですが。

前田委員

さきほど高橋委員御指摘の付け下げですけど、付け下げという着物は非常に広義でどうとでも取れます。フォーマルなものからカジュアルなものまであります。ほとんどの付け下げは現実にはフォーマル寄りです。例えば、訪問着のところに、(礼服付け下げ) とか何か。

高橋委員

細かくしたらキリがないです。

前田委員

訪問のような付け下げがあります。

高橋委員

細かいです。

前田委員

それは工賃が違うので、書いてあげた方がいいのではないのでしょうか。

高橋委員

違います。柄が合うのと合わないのがありますから。

前田委員

だから付け下げはそれぐらい簡単に2分割して、2体系の工賃にしたら是正されると思います。

高橋委員

当店でも付け下げは値段が2種類あります。柄が多めと少なめという感じで分けています。

ただ、そんな細かくいうと、多め少なめとは何ということになるので、手のひらサイズなのと言われると、そうなってくるのできりがないと思いますので、私はもっと少なくしてもいいのではないかと思います。

道行コートも、雨コートも、羽織も分けるのはどうかと思ったり、さきほど言った喪服のあわせもひとえも一緒にいいのではないかと思います。

前田委員

整理はしたいです。

高橋委員

他府県を見るとけっこう細かいです。広島でも道中着のあわせが無くなっていたりするし、品目は変えたいです。

香西委員

ただ、ひとつ 28 ページにある広島にはないが他県にはあると、これ入れた方がいいというのがプロの目から見たらあるのかなとは思いますが。

前田委員

長着、ウール、ひとえ、これは安すぎますので入れてあげない方が得です。

香西委員

入れない方がいいのですか、プロの目から見て入れてあげたらいいのであれば、入れた方がいいです。

高橋委員

入れてあげない方がいいと思います。

満田委員

ゆかたは広島だけブランクになっています。

前田委員

最低でもこれは私ら倍払っています。

香西委員

逆に倍払っているけども、そこから家内に落ちるときに、他県ではこれくらいで落しているという意味合いなのではないでしょうか。

高橋委員

去年鳥取が改正したとき 9,000 円になっているので、鳥取に寄せればいいのでないでしょうか。安すぎますか。

前田委員

仕立屋さんから外注先にという時の基準になるのなら、確かにあまり上げない方がいいです。

野北部会長

次回の 6 月 18 日は最初から小委員会という形で開催していいでしょうか。

木下労働基準部長

今日委員を選んでいただいて委員会で招集して、小委員会は会長権限で設定できます。

野北部会長

いかがでしょうか、次回の 6 月 18 日は最初から小委員会という形で、細かくまず、表の提案をして。

木下労働基準部長

その前に、事務局と委託者の方で少したたき台的な案を整理させていただいた上で当日御提案させていただくというような、まあ、1 月強空いていますので。

野北部会長

いろいろ御意見を伺いながらということになるかと。

前田委員

この表を短い時間で是正してみるのも手かなと、木をみて森をみずになってはいけないので、かといって、工賃を大幅に引き上げるという議論とは別だと思えます。

野北部会長

それでは、次回は小委員会から始めるということで、小委員会のメンバーを選出していただいてよろしいでしょうか。

橋本委員

小委員会の方がいいのですか。小委員会で異論はないのですが。

野北部会長

元々人数は少ないですので、このままでという方法もあります。

小委員会のようなものなので、このまま部会でいくというのもあるのですが。

香西委員

それでいいのではないですか。

野北部会長

このまま部会で進めるということでよろしいですか。

前田委員

高橋委員と話していたのですが、鳥取の工賃は市場規模小さいですので、直接職人さんなりに支払っているのかなと、仕立屋に頼んでやっているのではないのではないかという感じがするなと思われます。

香西委員

最後の末端価格ですか。

野北部会長

参考になると。

前田委員

そうですね。鳥取は違うのかなと。

香西委員

どこも大体そうです家内工賃は、最後の末端の内職さんが限定されている方の工賃ですから。

野北部会長

ということは、鳥取と広島では物価水準が違うので、広島の物価水準で考慮すればいいということになりますか。

前田委員

鳥取は直接職人さんに支払う金額の目安にしているのかなということで、逆です。少し高いという印象です。

香西委員

そうですか、高いですか。

前田委員

鳥取は。

岡田委員

直接職人の人に家内工業として頼んでいるから、間に収まる。いわゆる手のいいというか、腕のいい職人さんもいれば、そうじゃない人もいて、その中で
の工賃の出し方、最低工賃の出し方なので少し高めの設定ということですか。

前田委員

現実より2割、1割くらいは安いですが、少し低めに設定したのでしょう
けど、外注ということを考えると少し高いと思います。

岡田委員

外注ということを考えるときに高いのですか。

ただ、この資料の中に出ている和服裁縫に関していうならば、鳥取が公表して
いる時期が一番近年に近い、ほかの地域は平成なのでということです。その意
味ではこの鳥取が、ある程度参考にはなると理解すればいいですか。

前田委員

鳥取を参考にするためには、鳥取より安い設定の方が運用上いいのではない
かと感じるということです。

現実には、私たちはここに書いているよりも遥かに高い工賃を払っている訳です
けど、鳥取の数字は差支えが出るのかと思います。

鳥取はあくまでも参考にしながらと考えます。

野北部会長

鳥取がどのような状況でこの数字を出したのか分かればいいのですが。

木下労働基準部長

一応聞いてはいるのですが、いわゆる標準作業時間をなんとかしたみたいですよ。

檀上賃金室長

鳥取から聞いたところこの1案と同じようなやり方で出した、その、令和4年から令和5年の6.8が鳥取が少し高めで、消費者物価指数が6.8より高かったと言われていました。

岡田委員

難しさというのは、標準作業時間が明確に出てこないということ。労働局として難しいのは根拠をどこに持ってくるのかということでしょう。

そのあたりを議論していくことが必要だと思います。

根拠というか、なぜそうなったのかといところが重要になってくると、お話を聞きながら思いました。

木下労働基準部長

それは、定型を一つ作るのに何時間かかりますというのが、出てくれたら分かりやすいのですが、なかなかそうはいかないです。

岡田委員

広島県の標準作業時間はどうも出しにくいと。

木下労働基準部長

拝見させていただいた和服裁縫の作業、ほとんど縫っていらっしやなくて、ずっとアイロンを当てていらして、現場見させていただいた間に、縫っている方はいませんでした。

前田委員

縫う姿は最後の最後ですので、本当に繰り返しになりますが、霧吹きとアイロンで布を一日中触っていると、早く縫えばいいのにとと思われるかもしれませんが、そこをおざなりにすると裏生が飛び出てくるということです。

野北部会長

何かほかに御意見、御質問等ないでしょうか。

それでは次回は、6月18日も専門部会方式で行うということで、皆様よろしくお願いいたします。

事務局の方から何かございますか。

檀上賃金室長

先ほど事務局が作った案を説明した折に、その基になる資料を後で配付すると申し上げましたが、大体本体資料の中に入っていました。1案だけが入っていないですが、2～5案については、本体資料の23ページの13表と14表が案4の資料となっています。また、29ページは案5の資料ですし、33ページの第1-1表10大費目指数という表の中の上から3行目の2024年の108.4というのが案2の資料で、その下の方、2025年1月の上にある2024年12月の110.8という数字が案3の資料となっていますので、案の1の資料は用意しておりませんが、ほか案2～5については、配付資料をもって代えさせていただきますと思います。

あとは事務局からはありません。

野北部会長

それでは、次回6月18日専門部会で、時間は10時からということで、皆様大変お忙しいところ恐縮ですがどうぞよろしくお願いいたします。